

事業名	土地区画整理事業費補助		
事業内容 (目的・概要)	<p>土地区画整理法に基づいて、健全な市街地の形成を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を行う。</p> <p>街路事業（用地買収方式）で土地区画整理事業区域内の都市計画道路を整備することとして積算した事業費の額を限度額として、補助される。</p>		
事業主体	1 地方公共団体 2 土地区画整理組合（間接補助）		
採択要件	<p>1 事業主体が地方公共団体の場合</p> <p>(1) 施行地区面積が5ha以上であること。ただし、既成市街地内（D I D地区内及びD I D地区に隣接する地区）で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業にあっては2ha以上。</p> <p>(2) 街路事業の採択基準に適合する幅員12m以上の都市計画道路の新設又は改築を含むこと。ただし、既成市街地内の土地区画整理事業にあっては、幅員8m以上の都市計画道路。</p> <p>(3) 補助基本額が3億円以上の地区。</p> <p>2 事業主体が土地区画整理組合の場合</p> <p>(1) 都市計画事業として施行されるもの。</p> <p>(2) 施行地区の面積が10ha以上のものであること。</p> <p>(3) 街路事業の採択事業に適合する都市計画道路の新設又は、改築を含むものであって、当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場、緑地等の公共の用に供する土地の面積の合計が、施行地区の25%以上となるものであること。</p> <p>(4) 施行地区内の都市計画として決定された幅員12m以上の道路の整備に要する費用（用地費、補償費、築造費及び舗装費（必要と認めたものに限る。）並びに事務費の合計額。）が当該土地区画整理事業の1/3以上であるものであること。</p>		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<p>1 1/2(国費)、1/2(市町費)</p> <p>2 1/2(国費)、1/2(県・市町)</p>		
制度創設年度	昭和29年		
関係省庁名	国土交通省都市局市街地整備課		
最近の実績	<p>1 廿日市駅北地区（廿日市市）、寺家地区（東広島市）他</p> <p>2 平原地区（尾道市）</p>		
問合せ先	土木建築局都市環境整備課		
	Tel	082-513-4125	e-mail dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp